

白馬村子ども家庭総合支援拠点の開設について

趣旨・目的

平成28年に成立した児童福祉法の一部改正する法律(平成28年法律第63号)により、平成29年4月より市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置が努力義務となりました。

村は、全ての子どもの福祉に関して必要な支援ができる体制整備が求められています。そこで、子育て支援課において白馬村子ども家庭総合支援拠点を開設し、子育て世代包括支援センターと2つの機能を担い一体的に支援を実施したいと考えます。

設置形態・配置人員等

形態：小規模A型（児童人口が0.9万人未満（人口5.6万人未満））

配置人員：子ども家庭支援員を常時2名以上

業務内容

- ・子ども家庭支援全般に係る業務

実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整

- ・要支援児童及び要保護児童等への支援業務

危機判断とその対応、調査、アセスメント

- ・関係機関との連絡調整

要保護児童対策調整機関となり責任を持って対応すべき担当者を選定

実施方法

- ・平成31年4月開設

補助金等

- ・児童虐待・DV対策等総合支援事業

市町村相談体制整備事業

市町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

小規模A型 基準額 3,721,000 円

補助率 1/2

(参考) 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理 (イメージ図)

